

## 災害からの復旧・復興及び国土強靱化に向けた 社会資本整備の促進を求める意見書

近年、全国各地で自然災害や大規模地震が多発しており、上田市においても、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生しています。また、糸魚川―静岡構造線断層帯による地震が発生した場合、上田市では最大震度7の地震が想定されており、大規模災害への備えは喫緊の課題となっています。

一方、国においては、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、令和3年3月末までを期限とした「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的な取組が行われていますが、被災地においては、依然として防災や減災の対策を要する箇所が多く残されていることに加え、老朽化が進むインフラの計画的な予防保全や災害リスクの増大に対応した道路網の整備等が急務となっています。

また、治水対策は、流域自治体間が連携して流域や河川の地形的特性など流域の状況に応じて様々な対策を組み合わせ、水系全体で災害防止に取り組むことが必要であり、国による一級河川の一元管理が求められるところです。

よって、国におかれては、防災・減災、国土強靱化に向けた社会資本整備を一層進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望します。

### 記

- 1 令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨による災害からの早期復旧・復興を図るため、必要な予算の確保と事業の推進を図ること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を令和3年度以降も継続するとともに、道路ネットワークの整備と社会インフラの老朽化対策を含めた、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災の予算を確保し、補助対象事業の拡大等に努めること。
- 3 防災・減災に資する「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を推進するとともに、一級河川については、河川整備や災害情報伝達等の面から国が一元管理すること。
- 4 高規格幹線道路の整備等により広域道路ネットワークを強化すること。
- 5 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧及び国からの継続的な人的・技術的支援を確保するため、地方整備局の人員・体制の強化、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月14日

上田市議会議員 土屋 勝 浩